

水質検査項目 ②

放流水(浸出水処理水)の水質検査項目

区分	検査項目	測定回数					基準値
		埋立期間中		埋立終了後		廃止前2年間	
		月1回	年1回	3ヶ月1回	6ヶ月1回	6ヶ月1回	
健全項目	アルキル水銀化合物	—	○	—	○	○	排出されないこと
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	—	○	—	○	○	水銀0.005mg/l以下
	カドミウム及びその化合物	—	○	—	○	○	カドミウム0.1mg/l以下
	鉛及びその化合物	—	○	—	○	○	鉛0.1mg/l以下
	有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルシメトン及びEPNに限る)	—	○	—	○	○	1mg/l以下
	六価クロム化合物	—	○	—	○	○	六価クロム0.5mg/l以下
	砒素及びその化合物	—	○	—	○	○	砒素0.1mg/l以下
	シアン化合物	—	○	—	○	○	シアン1mg/l以下
	ポリ塩化ビフェニル	—	○	—	○	○	0.003mg/l以下
	トリクロロエチレン	—	○	—	○	○	0.3mg/l以下
	テトラクロロエチレン	—	○	—	○	○	0.1mg/l以下
	ジクロロメタン	—	○	—	○	○	0.2mg/l以下
	四塩化炭素	—	○	—	○	○	0.02mg/l以下
	1,2-ジクロロエタン	—	○	—	○	○	0.04mg/l以下
	1,1-ジクロロエチレン	—	○	—	○	○	1mg/l以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	—	○	—	○	○	0.4mg/l以下
	1,1,1-トリクロロエタン	—	○	—	○	○	3mg/l以下
	1,1,2-トリクロロエタン	—	○	—	○	○	0.06mg/l以下
	1,3-ジクロロプロペン	—	○	—	○	○	0.02mg/l以下
	チラウム	—	○	—	○	○	0.06mg/l以下
	シマジン	—	○	—	○	○	0.03mg/l以下
	チオベンカルブ	—	○	—	○	○	0.2mg/l以下
	ベンゼン	—	○	—	○	○	0.1mg/l以下
	セレン及びその化合物	—	○	—	○	○	セレン0.1mg/l以下
	ほう素及びその化合物	—	○	—	○	○	ほう素50mg/l以下(海域以外)
	ふっ素及びその化合物	—	○	—	○	○	15mg/l以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	—	○	—	○	○	100mg/l以下	
1,4-ジオキサン	—	○	—	○	○	0.5mg/l以下	
ダイオキシン類	—	○	—	○	○	10pg-TEQ/l以下	
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	○	—	○	—	3ヶ月1回	5.8以上8.6以下(海域以外)
	生物化学的酸素要求量(BOD)	○	—	○	—	3ヶ月1回	60mg/l以下
	化学的酸素要求量(COD)	—	—	—	—	3ヶ月1回	90mg/l以下
	浮遊物質(SS)	○	—	○	—	3ヶ月1回	60mg/l以下
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	—	○	—	○	○	5mg/l以下
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	—	○	—	○	○	30mg/l以下
	フェノール類含有量	—	○	—	○	○	5mg/l以下
	銅含有量	—	○	—	○	○	3mg/l以下
	亜鉛含有量	—	○	—	○	○	2mg/l以下
	溶解性鉄含有量	—	○	—	○	○	10mg/l以下
	溶解性マンガン含有量	—	○	—	○	○	10mg/l以下
	クロム含有量	—	○	—	○	○	2mg/l以下
	大腸菌群数	—	○	—	○	○	日間平均3000個/cm ³
	窒素含有量(T-N) ※環境庁長官が定める海域及びこれらに流入する公共水域に排出する水に限り適用	—	—	—	—	○	
	リン含有量(T-P) ※環境庁長官が定める海域及びこれらに流入する公共水域に排出する水に限り適用	—	—	—	—	○	